

27 流木被害の防止対策について

本市では、これまでも大雨が降るたびに、流木が神通川^{じんづうがわ}の河口部や海岸に流れ着く被害が発生しており、その都度、市民ボランティアの協力を得て、収集、運搬、埋立処分を行っております。

流木対策は、神通川のように県境を越えて上流域が広がっている場合、下流の自治体が個別に取り組むだけでは、十分な効果が期待できず、国・県を含め、川上から川下まで、流域全体の行政と住民、関係機関が一体となって対策に取り組むことが、大変重要であります。

つきましては、河床の安定と緑の回復を図るとともに河畔の堆積流木の除去や、ダム貯留池での流木の撤去など、神通川水系砂防事務所をはじめとする国やダム管理者等の関係機関が一体となった流木被害防止対策について格段の配慮をお願いします。

